

平成30年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成30年9月26日 午前10時00分 開会
午後 3時23分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保健福祉部理事	中井浩子	教育部長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 15番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 認第1号 平成29年度葛城市一般会計決算の認定について

日程第2 発議第9号 認第1号平成29年度葛城市一般会計決算の認定についてに対する

附帯決議

- 日程第3 認第2号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第3号 平成29年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第4号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第5号 平成29年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第6号 平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第7号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第8号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第9号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第10号 平成29年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議第47号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第48号 葛城市税条例等の一部を改正することについて
- 日程第14 議第45号 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議第46号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第16 議第49号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第50号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 日程第18 議第52号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第19 議第53号 平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第20 議第51号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第21 発議第7号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書
- 日程第22 発議第8号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議
- 日程第23 議第54号 工事請負契約の締結について（葛城市立磐城小学校区学童保育所施設整備工事）
- 日程第24 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第54号 工事請負契約の締結について（葛城市立磐城小学校区学童保育所施設整備工事）

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。

本定例会の会期中に、市長より、追加議案として工事請負契約の締結に関する議案の送付があり、また、決算特別委員会におきまして、平成29年度一般会計決算に対する附帯決議案の提出がありました。それらの取扱いについて、本日午前9時より議会運営委員会が開催され、議事日程、審査方法についてご協議いただいておりますので、運営委員長よりご報告願います。

10番、岡本吉司君。

岡本議会運営委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、市長より、議第54号が追加議案として、また、決算特別委員会におきまして、一般会計決算に対する附帯決議案が発議第9号としてそれぞれ提出されたことを受けまして、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告をいたします。

まず、発議第9号の附帯決議案につきましては、日程第1、認第1号、平成29年度葛城市一般会計決算の認定についての委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決まで行い、続いて、発議第9号の附帯決議案を上程し、提案者からの内容説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、議第54号の追加議案につきましては、日程第22までの議案等の採決終了後に上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託をいたします。議案が付託された後、本会議を休憩し、休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、追加議案について審査いただき、委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず、追加議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。皆さん方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

吉村議長 お諮りします。

発議第9号及び議第54号議案の議案審議につきましては、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議事審議を行うことにいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

14番、下村正樹君。

下村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る9月5日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月14日午前9時40分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況として、昨年度末において竣工できなかった歩道、車道及び水路の整備について、6月28日に工事請負契約を締結し、工事を進めているところである。なお、現在施工している南側歩道工事については、10月末の竣工予定であり、車道部分の舗装工事や今回の9月補正で計上させていただいている豪雨時に備えた排水水路整備などの工事についても、今後発注する予定である。なお、未買収の用地等につきましては現在も鋭意交渉を続けているという説明がありました。

委員からは、補正予算で計上している近鉄敷地の隣接箇所についてはどのような土地活用を考えているのかという問いがあり、現時点では植栽等を行わず、防草シートを敷き、フェンスで囲う予定である。敷地面積としては約300平方メートルあるが、不整形な土地でもあるため、まずは安全対策を講じた上で、地元等のご意見も伺いながら今後どう活用するのがよいのか利用計画を検討するという答弁がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは事業の進捗状況として、現在、JRにおいて架道橋の仮設工事が進められており、また、並行して吉野川分水管、ガス管、水道管、下水道管の移設工事を行うための準備作業に入っている。今後、現道より2メートル程度の掘削などを行う予定である。市の事業としては、今年度、国道24号線から東側の交差点までの拡幅工事と、国道から西側については、イムラ封筒の敷地南側部分の工事を進めているところで、水路の横断管などの工事に期間も要するため、平成31年2月28日の竣工予定となっているという説明がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでした。

最後に、公共バスの運行についてであります。理事者からは、コミュニティバスの運行実績や利用促進に向けて取り組んでいる「マイ時刻表」や「ぐるっとかつらぎ」企画の現在の状況、また、今後の運行形態の見直しについての報告がありました。内容としては、平成30年4月から7月までの1日当たりの利用者数は、環状線ルートとミニバスルートの合計で131.38人であり、昨年度の1日当たりの利用者数137.1人と比較すると若干減少しているが、今後も多角的に広報活動を検討して、利用促進に努めてまいりたい。運行ルートや運用形態の全体的な見直しについては、平成31年度中に実施する予定をしており、法定協議会でその検討を進めている。今後、9月中に住民アンケートを実施し、その調査結果を踏まえて検討するとともに、今の運行形態で解決に至らない地域においては、新しい運行形態を検討する

という順序で協議してまいりたいという説明がありました。

なお、これらの4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

吉村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 改めまして、おはようございます。議長のお許しを得ましたのでご報告いたします。去る9月5日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました7議案及び本委員会所管の調査案件について、9月12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでした。

委員からは、大字笛堂のストックヤード建設事業の進捗状況についての問いがあり、基本設計はできているが、詳細については検討中である。8月30日に大字主催の区民対象の説明会にも市からも出席し、建設現場と建物などの説明を行ったという答弁がありました。

さらに、委員からは、しっかりと地元との調整をしていただき、スムーズに事業を進めていただきたいとの要望がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでした。

最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは、磐城小学校学童保育所施設整備工事の入札について、9月議会の契約議決を目指して7月17日に初回の公告を行ったが、参加業者が1社しかなく、入札を中止した。2回目の公告を8月8日に行い、2社の参加表明があったが、入札当日に1社が辞退したため入札中止となった。9月4日に3回目の公告を行い、9月20日に入札、21日に参加資格申請書類の審査を経て仮契約を結びたいと考えている。

また、磐城幼稚園の改築事業については、6月議会の委員会で説明した事業の工程表の開発許可申請と確認申請業務の一部を変更して実施するという答弁がありました。

委員からは、磐城小学校学童保育所施設整備工事の入札について、決まらない理由と9月20日に向けて条件をどう変えたのかという問いがあり、条件付一般競争入札で実施しており、建築業界が東北の震災などの影響で、全国的に建築の需要が多い中で参入ができないのではないかと分析をし、本店の所在地、過去の建築実績、延べ面積、主任技術者の実績の要件を緩和したという答弁がありました。

なお、これら3つの所管事項については、委員会としては今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

吉村議長 次に、会期中に開催されました旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告を願います。

14番、下村正樹君。

下村旧町時代における未処理金調査特別委員長 議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました第10回旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。まず、委員会については9月13日午後5時45分から開催しております。

委員会では、未処理金に関する事項について今後更に調査を進めるため、前回8月23日と24日に実施した証人尋問において、証人の発言の中で出てきました各未処理金の入出金に関連した庁舎内の書類、また、金融機関における記録について、市長や金融機関などにそれぞれ請求することを決定いたしました。また、次回の証人喚問については、10月9日の午前9時30分から委員会を開催し、証人として新たに4人の関係者に出席いただき、新町農道整備事業に関する事項や未処理金の入出金に関する事項などについて証言していただくことになりました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたします。

吉村議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号議案を議題といたします。

本議案は決算特別委員会に付託されておりますので、本案に関する審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、下村正樹君。

下村決算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、去る9月5日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、18日、19日、20日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、認第1号、平成29年度葛城市一般会計決算の認定について、審査の概要をご報告いたします。

歳出の総務費では、平成29年度の人件費における職員数の状況はという問いに対し、平成29年度における職員数は、一般会計と各特別会計を合わせて、正職員317名、嘱託職員90名、また、臨時職員については、社会保険加入者が123名、それ以外の短時間アルバイトは延べ人数で99名となっているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、この職員数が葛城市にとって適正であると捉えているのかという問いがあり、職員数が適正であるのかについては、現在、業務改革プロジェクトとして庁内の業務量の把握や業務の効率化の検討などを行い、検証しているところであり、また、平成32年度より会計年度任用職員の制度が導入されることで公務員の働き方の大きな転換期を迎えることになるので、これを踏まえながら職員一人一人の能力向上や適正な人事配置も含めて、引き続き検証してまいりたいという答弁がありました。

また、ふるさと納税について、葛城市における寄附受け入れ件数及び葛城市の住民が他の自治体に寄附した場合は住民税の控除があるが、その影響額はという問いに対し、本市への寄附件数は、平成29年度は80件で寄附総額は148万円となっている。また、本市の住民で他の自治体に寄附されている件数が569件、寄附総額が4,480万円ほどであったことから、これに伴い、平成29年度においては2,000万円ほどの住民税が減収しているが、ふるさと納税によって税収が減った場合、減収分の75%は交付税で補てんされることになっている。ふるさと納税については、総務省が高額な返礼品の規制に乗り出すなど、その制度のあり方にさまざまなご意見もあり、本市としてどう取り組むのがベストなのかということを探求してまいりたいという答弁がありました。

次に、民生費では、住居確保給付金事業の内容と当初予算額204万円に対し、決算額が39万2,000円となった理由はという問いに対し、この事業は生活困窮者自立相談支援事業の必須事業で、生活保護受給の1つ前の、第2のセーフティーネットとして平成27年度からスタートしている。離職等により住居を失った生活困窮者等に対して、家賃相当の住居確保給付金を原則3カ月間支給するものである。この事業は、生活保護制度と連携しながら相談対応しており、相談の過程で家賃相当の補助だけでは生活費が賅えず、生活保護を受給される方が多く、結果、この事業の対象者が見込みより大幅に減ったため、支出が少なくなったという答弁がありました。

また、介護保険料助成費繰出金582万6,000円の内容はという問いに対し、介護保険の低所得者対策として介護保険料第1段階の方に対し、基準保険料の5%を助成するものである。内訳として、国の負担分291万3,000円、県の負担分145万6,500円と市の負担分145万6,500円と合わせて、合計で582万6,000円を保険料助成として介護保険特別会計に繰り出ししているという答弁がありました。

次に、衛生費では、地球温暖化対策計画策定委託料388万8,000円の内容はという問いに対し、地球温暖化対策の促進に関する法律に基づき策定するもので、平成19年3月、平成25年3月と5年ごとに葛城市地球温暖化対策実行計画を策定し、市役所の日常の事務及び事業活動において発生する温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいる。平成25年3月策定の計画が期間終了となったため、これまでの取り組みによる効果等を踏まえて、新たに5年間の計画策定を行ったものである。重点施策として、電気使用量の削減、公用車燃料使用量の削減、建築物の建築維持管理での削減を設定しているという答弁がありました。

また、一般廃棄物収集運搬業務委託料が前年度決算額より約100万円増額していること、及び一般廃棄物処理委託料が前年度決算額より約300万円減額している理由はという問いに対し、平成29年度よりごみ収集方法を統一したことにより、前年度に比べて祝日収集が15日分ふえたため、一般廃棄物運搬業務委託料は増額した。また、一般廃棄物処理委託料については、新庄クリーンセンターの操業停止により大和高田市に処理委託していた分が、新クリーンセンターの操業が開始されたことにより不用となったため、その分の委託料が減額となったという答弁がありました。

次に、農林商工費では、農業費の中で地籍調査費が計上されているが、実際には国土調査

法に基づく地籍調査は長期間実施されておらず、予算費目として毎年度計上する必要があるのか、また、山林の地籍調査が未着手となっている旧新庄町地域と加守地区については、所有者の高齢化が進む中、一刻も早く取り組むべきではないかという問いに対し、山林の地籍調査については、所有者の高齢化などにより、自分が保有している土地の場所や境界線が年々不明瞭になっている状況である。所有者の中である程度自分の山林の場所がわかる方については、正式な境界確認とまではいかないが、任意で葛城市森林組合が現地を確認する作業もしている。近年、森林法の改正に向けた動きもあるので、国の動向を見据えた中で今後の地籍調査のあり方について考えてまいりたいという答弁がありました。

また、観光費の県ビジターズビューロー負担金について、観光客がこの組織を通じて葛城市の相撲館を利用する場合、入館料はどのような取扱いとなるのかという問いに対し、奈良県ビジターズビューローについては、観光客の誘致促進などにより奈良県の経済発展を図ることを目的として、県が出資して設立された一般財団法人であり、外国人向け旅行商品コンテンツの作成や海外プロモーション、ファミトリップの実施などの事業等を行っている。ビジターズビューローのツアーを通じて相撲館を利用される場合、90分のプログラムを組んでおり、その間相撲館を貸し切りにし、相撲甚句や相撲の所作の説明を聞いたりといったさまざまな体験をしていただくなど特別感を出させていただいているため、一般に入場していただく場合と比べて、費用面においては取扱いが異なるという答弁がありました。

次に、土木費では、地域活性化事業費の社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金の内容はという問いに対し、国庫補助金返還金のうち、道路局の返還分については社会福祉法人の建物移転補償の契約が葛城市土地開発公社との契約であったことを理由に補助対象とならなかったため、6,456万9,780円の返還となった。また、都市再生整備計画における都市局の返還分については、基幹事業部分について、当初計画にない施設の目的外利用等が検査の結果判明したことに対して、平成27年度分の補助金について9,564万130円の返還額が確定し、合計1億6,020万9,910円を3月30日付で返還したという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、都市再生整備計画における提案事業の割合は最大基準以内におさまっているのかという問いがあり、社会資本整備総合交付金については交付対象事業費に占める提案事業の割合を28%以下とすることになっており、今年度中に道の駅かつらぎ建設事業全体における交付金の精算を行う予定である。本来、今年の夏ごろに予定していた県の検査等が、諸般の事情等により、まだ実施の見通しが立っていないが、今後、全体事業費が確定した後において、基幹部分と提案部分の事業費按分等も行っていくこととなるという答弁がありました。

次に、消防費では、県広域消防組合負担金の中で使用されている基準財政需要額は幾らで計算されているのか。また、平成31年度より、各消防署の経費に係る自賄い分の特別会計がなくなり、予算が一本化されるということだが、負担金はどのようなことになるのかという問いに対し、現在の広域消防で計算されている平成30年度の葛城市の基準財政需要額は、合併算定がえの需要額6億2,675万円で、現在の基準財政需要額は一本算定で5億8,743万円である。県広域消防本部の負担金については、通信指令システムの整備やポンプ車の購入により年々

上昇傾向にあるが、各市町村の基準財政需要額の範囲内の負担金になるよう、予算査定を通じ抑制していきたいという答弁がありました。

また、県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金が277万円執行されているが、この算出基準は、また、負担金を支払うことにより市に対してどのような利点があるのかという問いに対し、県内各市町村全体の負担金総額は6,748万円であり、そのうち、県内の市全体の負担額は77%の約5,200万円である。算出方法は、4割分の均等割額として約173万円、5割分の人口割分として約88万円、1割分の基準財政収入基準割分として16万円となり、本市負担金については277万円となる。また、防災ヘリコプターの役割としては、警察の捜査、追跡や大規模災害が起きた場合の現地の確認作業等に使用され、いち早く災害対策本部に情報を伝達することにより必要な対策を講じることが可能になるため、市として必要なものであるという答弁がありました。

次に、教育費では、要保護者、準要保護者の基準は何か、また、小学校及び中学校の要保護・準要保護援助費について、ともに毎年比べ人数は減少しているものの、支給金額は増加しているが、その理由はという問いに対し、要保護者については生活保護世帯であり、準要保護者とは生活保護が停止または廃止になった世帯や、市町村民税が非課税世帯、国民年金法に基づく国民年金保険料の免除を受けている世帯、児童扶養手当等に基づき児童扶養手当を受けている世帯等、生活保護に準ずる程度に困窮し、援助が必要と認められる方である。また、支給金額の増加については、新入学児童援助費の単価が増額になったことが要因であるという答弁がありました。

さらに委員からは、図書購入費について、新庄図書館、當麻図書館、両館とも一般図書に比べ児童書の貸し出し冊数が多いが、児童書の購入についての所見はという問いに対し、児童書の貸し出し冊数が多いのは、児童書の中でも特に絵本であり、お母さん方は一度に貸し出し制限の5冊を借りられ、非常に回転率が高い。そのようなことから、児童書の購入については、選書する場合、特に絵本に力を入れている。今後も利用状況を見据えながら適切な選書をしてまいりたいという答弁がありました。

次に、歳入では、不納欠損の理由及び決定方法はどのようにされているのかという問いに対し、平成29年度決算による市税の不納欠損の総額は1,384万円であり、224件の処理を実施した。理由としては、地方税法の規定に基づき、所在が不明な場合や滞納処分をすることができる財産がない場合、生活保護の認定を受けた場合、時効により消滅した場合等である。また、不納欠損の決定については、毎年、年度末に不納欠損にかかわる各関係課が集まり、不納欠損調整会議を開催し、その決議をもって欠損処理を行っているという答弁がありました。

また、衛生費、県補助金の中で地域自殺対策強化事業として542万5,000円計上されているが、この補助事業となった事業内容はこの問いに対し、地域自殺対策強化事業として、心の傷が生涯にわたって影響する青少年における社会的孤立という自殺リスクを低減させるために4つの事業を実施している。1つ目は、児童・生徒の段階で自己肯定感や自己効力感を育むために、療育キャンプや親子教室などの実施、2つ目は、不登校児童・生徒に個別相談

や学力補習を行うためのふたかみ教室の運営、3つ目は、ノート、引きこもりを初めとする義務教育終了後の適応不全や社会生活上の困難な方たちのための相談窓口の運営、4つ目は、小、中学校に臨床心理士を派遣して、自殺の危険性の高い児童・生徒に気づいたときに、具体的な対応方法等を教職員にコンサルテーションする事業を展開しているという答弁がありました。

次に、総括質疑では、国庫補助金に対する不正な運用等がなされており、チェック機能の強化というものが求められているが、市長の見解は、また、決算審査をスムーズに行うためにも、法で定められている決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の内容の充実を要望するが、その所見はという問いに対し、補助事業について正しく補助金を使用されているかは、決算期が終わらないと精査できない部分であるが、目的以外の使い方、もしくは不正な使い方をすれば当然、国から指摘を受けるため、そのようなことがない行政の姿に戻してまいりたい。また、報告書の内容の充実については事務量との問題になるが、説明責任という観点から、今後検討させていただきたいという答弁がありました。

また、一部の事業において多額の不用額が発生しているが、その理由はという問いに対し、不用額については、入札等により競争原理が働いた結果、発生する制度上起り得る不用額もあるが、予算額の見積もり違い等の理由で発生する不用額もあるため、予算編成での審査の精度を上げて取り組んでまいりたいという答弁がありました。

賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。その後、委員より附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致で附帯決議を付すことに決しました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、決算特別委員会の報告といたします。

吉村議長 以上で認第1号に関する決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、梨本君。

梨本議員 おはようございます。梨本洪瑛です。

私は、認第1号、平成29年度葛城市一般会計決算に賛成の立場で討論させていただきます。今年度の決算は、阿古市長が初めて予算編成をされた決算であります。費用対効果の少ないものは、それがたとえ補助事業であったとしても見直しをされるなど、予算編成時には厳しい事務事業の評価が行われたと聞いております。平成29年度の一般会計決算、歳出総額147億円は、平成28年度、186億3,000万円から大幅に削減されており、今後の厳しい財政状況を見据えたものになっているというふうに理解ができます。そんな中でも防災行政無線を初め、

小学校のエアコン設置、昨年の台風21号による災害への素早い対応など、市民の安心・安全を最優先にされた決算であると感じております。

さらに、今年度も財政調整基金の取り崩しによる決算となっておりますが、昨年度決算と比較すると9億4,000万円から3億2,000万円に大幅に削減されており、平成29年度当初予算の繰入金9億2,000万円と比較しても大きく評価できるものであります。

歳入面を考察すると、市税の収納率は昨年度と比較して0.42ポイント上昇し、努力された形跡を見ることができます。しかし、奈良県が示すエビデンスからは県平均を満たしておらず、まだまだ改善の余地があると思われまますので、この点につきましては引き続き努力をお願いしたいところでございます。また、残念なことに、本議会中、9月13日に官製談合防止法違反の疑いで建設課職員が逮捕されました。その事件にかかわる工事代金が、土木費の社会資本道路改良交付金事業の中で前払い金として決算額に計上されているところでございますが、契約金額については最低制限価格で契約しておられますので、決算額そのものには影響がないと判断したところでございます。

その他、決算特別委員会でも議論がされましたが、1億6,000万円の国庫補助金返還金につきましては、責任の所在を明確にし、市民に負担のない、誰もが納得できる形での決着をお願いするところでございます。

最後に、葛城市の経常収支比率95.6%や実質公債費比率6.4%などの財務指標は、奈良県内では比較的上位にランクされた数字となっておりますが、全国レベルではまだまだ安心できる数字ではございません。葛城市が今後もより安全で安心して生活が営めるような健全な財政運営を目指していただくことを要望させていただき、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 おはようございます。日本共産党の谷原一安でございます。

私は、平成29年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から意見を述べます。私は、決算特別委員会の委員となっておりますので、この場で意見表明をさせていただきます。

さて、平成29年度の決算は、阿古市長が平成28年10月31日に就任して後、初めて組んだ予算の執行についての決算でございます。今回の決算は、前市政が残した、いわば負債とも言うべき諸問題の後始末を行いつつ、また、将来に備える財政措置をとりながら住民サービスを維持し、向上させる内容となっております。阿古市長は、合併特例債に基づく事業などで膨らんだ葛城市の財政を、住民サービスを下げることなく、節約できるところはできるだけ節約して、適正な財政規模に縮小させていくことを財政運営の基本に据えてこられました。その方針どおりの決算となったことを評価いたします。

具体的に見てまいります。まず、財政の健全性を示す指標であります経常収支比率を見てまいります。この指標は、80%までが健全財政、80%を超えると要注意、100%を超えると

財政が硬直化していることを示す指標であります。この経常収支比率は、前山下市長の2期目から、葛城市は急速に悪化いたしました。決算カードで調べますと、平成25年度決算で85.7%だった経常収支比率が、平成26年度には88.4%、平成27年度は90.6%、そして、昨年度は96.8%と、前市長の2期目において経常収支比率が毎年悪化し、4年間で10%も上昇したわけでありまして。財政の硬直化がまさにうなぎ登りで進んできたわけでありまして。私は、議員になる前、一市民としても葛城市の財政運営について大変不安を覚えておりました。しかしながら、阿古市長が予算を組んで初めての今回の決算において、この財政硬直化に歯どめをかけて、わずかながらではありますけれども改善いたしました。昨年度から1.2%、経常収支比率が改善したわけでありまして。もちろん、改善したといっても95.6%という大変厳しい状況でありますので、今後とも改善が求められるところではありますけれども、この4年間で急速に進んできた財政の硬直化に歯どめをかけて改善したことについて、私は高く評価したいと考えております。健全財政に戻すためにかじを切って結果を出した決算に私は賛成いたします。

次に、歳入歳出の面を見てまいりたいと思います。この指標については、形式収支や実質収支、単年度収支がございます。また、実質単年度収支という指標もありますが、先ほど梨本議員も注目した財政調整基金の面から見てまいろうと考えます。前市政の最終年度の決算である平成28年度決算では、財政調整基金から、先ほどもありましたように、9億4,000万円を取り崩して歳入歳出の均衡を図っております。その結果、実質単年度収支は約9億3,000万円の赤字となりました。

さて、現在審議しております平成29年度決算では、財政調整基金から3億2,000万円を取り崩して財政の均衡を図っております。その結果、実質単年度収支も当然赤字となっております。財政調整基金は、いわば何にでも使うことができる葛城市財政の貯金でありますけれども、ただ、民間企業と異なり、行政においては毎年決まった税金によって事業が行われますから、その年度ごとにしっかりと住民のために使い切っていくことが基本であります。また、国が1,000兆円を超える借金を抱えている中で、地方自治体が多額の財政調整基金をためこむことは、住民に行うべき施策を行っていないと指摘されるもとにもなります。したがって、財政調整基金がたくさんあればいいというものでもないし、財政調整基金を取り崩すことが一概に悪いというわけではありません。要はその中身であります。では、本決算で示された財政調整基金の取り崩しの中身について考えてまいりたいと思います。

1つは、今年度決算において道の駅かつらぎ建設事業にかかわる不適切な事務処理のために、社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金として1億6,020万9,000円が国に返還されるために支出せざるを得ませんでした。私は、3月議会と6月議会において、国庫補助金返還金が全額、葛城市の財政負担になることを指摘してきましたが、まさにその返還金が決算として載っているわけでありまして。もう一つは、国民健康保険事業において、今年度から奈良県との共同事業となるため、事業のあり方が大きく変わることになりました。平成29年度一般会計では、奈良県12市で最も低い国保税を維持してきた旧来の国保事業に、国保税を抑えるために一般会計から繰り入れを行っている最後の決算となります。今年度から始まってい

まず国民健康保険事業の奈良県単位化においては、国保税が県で統一化され、これまで葛城市が独自に国保税を抑えるために一般会計から繰り入れを行うことは禁止されております。これまで一般会計から国保税を抑えるために支出された予算を来年度から使わなくなるので、その予算はほかの費目に使うのではなく、国保のためにぜひ使ってほしいと私はこれまでの議会で述べてまいりました。その結果、平成29年度の決算を見ますと、国民健康保険特別会計繰出金として約3億3,800万円、国民健康保険医療助成費繰出金として約1億8,400万円、合計約5億2,200万円、前年度比で1億7,300万円を増額し、国保特別会計に繰り入れているのであります。今年から始まる新制度のもとでの葛城市国保事業の安定のために、国保財政調整基金積立金として1億円を支出しております。つまり、平成29年度決算において、国庫補助金返還金の手当という前市政の後始末に約1億6,000万円、そして、国民健康保険事業県単位化という制度改変に伴う将来の手当として1億円を含む、前年度比1億7,000万円余り増額したため、財政調整基金を3億円余り取り崩したという計算になるわけでありまして、単年度の実質収支は均衡状態にあるといえます。

私は、この決算を見て、この1年間、実に手がたい財政運営がなされたと考えます。財政の健全化を図りつつ、また、過去及び将来の手当のために支出を行いながら、住民サービスは低下させることなく、更に充実させているところにこの決算の特徴があると考えます。例えば、議会費におきましては、市民に開かれた議会を実現すべく、本会議や委員会のインターネット配信サービスを実施しております。また、教育費におきましては、3億6,000万円をかけて市内の5つの小学校全てに空調設備を設置いたしました。今年の猛暑で小、中学校の空調施設を導入するために、奈良県に財政支援を求める声が、県下たくさん上がりましたが、葛城市は奈良県下においていち早く小、中学校に空調施設を完備することができました。

また、子育てや社会福祉の分野においても、あるいはごみ収集の無料化や公共施設の使用料においても、あるいは葛城市独自の敬老年金など、引き続き高い住民サービスを維持しております。財政を縮小させながら経常収支比率を改善し、将来の住民サービスを維持しつつ新たな施策を実現できたのはなぜでありましょうか。それは、財政を節約してその費用を捻出しているからであります。その大きな柱の1つが、公共事業の入札のあり方を一般競争入札を基本として行っていることでもあります。前市政のもとで随意契約が多く行われ、また、契約後も設計変更などで公共事業費がつり上げられるという例が数多く見られました。また、入札においては高値に張りつくという状況も見ております。しかし、阿古市政において入札のあり方を改善し、結果として入札価格も最低制限価格に近づくなど、公共事業費において適正な価格の支出に改まってきております。前市政のもとでの組織的な不正や官製談合が行われて市財政に無駄遣いが生じたことと比較して、経費の節約に入札の改善が大きく寄与しております。

さらに、経費の削減のための努力であります。とりわけ光熱費におきましては、既存の電力と新電力を競争させることで電気料金の削減に努めた内容となっております。阿古市政が初めて一から予算編成をした決算でありますけれども、こうした手がたい財政運営をされて

きた阿古市長、松山副市長の行政手腕には、今後とも大いに期待するところでございます。

以上、平成29年度一般会計決算について、積極面を評価してまいりました。しかし、問題点もあります。ここでは2つ指摘しておきます。一番大きな問題点は、一般会計決算の前提となる監査であります。会計監査についてはしっかりと検査していただいておりますけれども、行政監査、あるいは補助金援助団体等への監査は行われていないことが私の一般質問でも明らかになりました。この点において、果たして適正な監査に基づく決算となっているのか。決算全体の信頼性にかかわる問題であります。決算委員会においても加守地域の公民館空調施設において、電気工事免許を持っていない業者に依頼している問題が指摘されました。地域の団体に支出した補助金が適正に使われているのか、補助金援助団体の監査は全く行われておりません。こうした決算を認定する上で、会計処理、事務処理が適切に行われていることが大前提でありますので、今後とも決算書の信頼性を確保するために、来年度に向けて監査体制を強化していただくことをお願いしたいと考えます。

2つ目は、国庫補助金返還金の問題であります。我が党は、平成29年度一般会計予算に賛成しております。しかし、3月議会で補正予算としてこの返還金が計上されたことについて、市財政に損害を与えた責任を問うことなしに全額市財政負担とすることに反対する立場から、この補正予算に反対いたしました。さらに、6月議会でもこの問題を取り上げて、葛城市として責任者に損害賠償請求することを求めてまいりました。したがって、補正予算で反対した国庫補助金返還金が支出されているこの決算については、反対することが筋ではあります。しかしながら、決算特別委員会で複数の議員がこの問題を取り上げた際に、市長、そして副市長から、この国庫補助金返還金については損害賠償請求をするという明確なご答弁がありました。この答弁をよしとして決算を認定することに賛成する次第であります。過去の負債を精算する仕事がふえて、大変なご苦勞をおかけすると思っておりますけれども、市民がこうむった損害をぜひとも取り戻していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に一言述べさせていただきます。決算特別委員会で議論が深められた課題として、合併以来、施設の統廃合の見通しが立てられていないまま、それらの施設が次第に老朽化が進んで、今後、修繕費などに多額な費用が予定されているという問題が指摘されました。當麻体育館の台風被害の復旧も議論となりました。今後、施設の統廃合や老朽化対策について厳しい財政運営が求められることとなります。こうした行政課題を市民生活向上の観点から解決していく上でも、私は、秩序ある行財政運営が必要だと考えます。そのためにも信賞必罰ということが求められております。綱紀肅正だけではなくて、称賛すべき功績があれば、しっかりと褒美も与えていくということでもあります。私は、前市政のもとで行われた数多くの不正について綱紀肅正を強く求めてまいりましたけれども、いまだ処分はされていないわけでありまして、しかし、本決算のように確かな功績を上げれば、報いていくことも大切であろうと思っております。決算特別委員会の審議の中で、常勤職員の人数が不足しているために仕事が回っていないのではないかと議論もなされました。決算書を見ましても、節約に多くの職員が努めて、新たな事業も進めているところであります。その成果が報いられるためにも、今後の事業の発展のためにも、必要な常勤職員を来年度予算において配慮される

ことをお願いしたいと思います。また、市長、副市長におきましては、特別職の給料を減額したままになっておりますけれども、財政運営上、健全化に進み始めたことをしっかり市民に形として示すためにも、私は、正常に戻してよいのではないかと考えております。ご一考をお願いしたいと思います。

以上、長々と述べましたけれども、まだまだ私としては改善すべき点もたくさんあり、また、従来、白石栄一前議員が指摘された問題も改善されている決算とはなっておりません。しかしながら、現下の葛城市におきましては、財政悪化を食いとめて、緊縮財政、健全財政にかじを切っていく。その上でも市民のサービスは維持していく。そうしたことが最も大事であろうと思います。その点から見まして、本決算についてはしっかりとその対応がとられていることを評価いたしまして、私の討論といたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第2、発議第9号、認第1号平成29年度葛城市一般会計決算の認定についてに対する附帯決議を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

14番、下村正樹君。

下村議員 ただいま上程を賜りました発議第9号、認第1号平成29年度葛城市一般会計決算の認定についてに対する附帯決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

今定例会の会期中でございます9月13日、葛城川東側線道路改良工事にかかわる官製談合防止法違反などの疑いで、市職員が逮捕されました。本工事にかかわる事業費につきましては、今定例会で上程されておりました認第1号、平成29年度一般会計決算において、土木費の社会資本道路改良交付金事業の中で前払い金として計上されております。先ほどの採決の結果、一般会計決算自体は認定となったところではございますが、市当局は、本件について深く検証、総括を行っていただくとともに、このような不正事件を二度と繰り返すことのないよう、一刻も早くコンプライアンスの遵守を徹底し、公正な入札制度の構築、適正な事務執行を行い、市政に対する市民からの信頼を回復するべく、公正で透明な行財政運営の推進に全力で努めることを強く要望するところでございます。以上、附帯決議をいたします。

説明は以上でございますが、議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

吉村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって発議第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、認第2号から日程第11、認第10号まで、以上9議案を一括議題といたします。本9議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、下村正樹君。

下村決算特別委員長 ただいま上程されております認第2号から認第10号までの9議案につきまして、決算特別委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず、認第2号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号、平成29年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成29年度の下水道の普及率、水洗化率、年度中の接続件数及び、そのうち水洗便所改造助成の対象となった件数並びに総処理水量はという問いに対し、普及率は98.96%で、水洗化率は91.63%である。平成29年度中、下水道に接続されたのは369戸であり、水洗便所改造助成の件数は153件であった。なお、平成29年度の総処理水量は363万3,000トンであり、前年度より5万トンふえているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号、平成29年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、給食費の未納状況及び未納額の徴収体制はという問いに対し、平成29年度の給食費の未納額については、中学校2校で167万4,282円、小学校5校で155万6,640円、幼稚園で3万6,320円の合計326万7,242円となっている。また、未納額の徴収については、学校との共同徴収についての対応を検討しているが、現在は各学校の給食主任の先生を主体に、担任と協力して文書による督促通知、懇談時や個別訪問により納付依頼を行っていただいているという答弁がありました。

委員からは、未納額の督促徴収は特殊性のある業務なので、学校の先生の負担にならないよう、今後、行政と協力して対応を検討していただきたいという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号、平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、現在の貸付金の滞納金額及び人数はという問いに対し、平成29年度末で滞納金額については585万5,259円で、このうち順調に納付いただいている債権を除く約510万円について、回収管理組合で回収処理を行っていただいている。また、滞納者数については5名であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号、平成29年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認第10号、平成29年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、今回の決算に2年前の消火栓盗水事件に係る7,800円が歳入されていると思われるが、その金額の算出根拠はという問いに対し、平成28年度に預かった7,800円については、金額の算出根拠はなく、雑収入として平成29年度で決算処理したものであるという答弁がありました。

反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして決算特別委員会の報告といたします。

吉村議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対する立場で討論いたします。

平成30年度から、奈良県国民健康保険運営方針に従って国民健康保険制度の奈良県単位化が始まりましたので、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算は、葛城市の単独の事業としては最後の決算となります。

さて、昨年12月に発表されました奈良県国民健康保険運営方針の冒頭に、国民健康保険の現状と課題について次のように述べております。市町村が運営する国民健康保険、以下国保と言いますが、被用者保険に加入する者などを除く全ての者を被保険者とするセーフティーネットとしての公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後のとりでともされているものです。しかしながら、国保の現状は、被保険者の年齢構成が高く、医療水準が高いこと、低所得者の被保険者が多く、所得水準が低いことなど、小規模な保険者が多数存在し、財政が不安定となりやすいことなど、国保特有の構造的な問題を抱えていますとあります。つまり、加入者に高齢者が多く、医療水準が高いにもかかわらず、低所得者が多いため国保財政の運営に大変な困難を来しているということであります。所得税と異なり、国保税は所得がなくても納税する義務が発生します。

さらに、協会健保や共済組合などの被用者保険と異なって、所得の全く発生しない子どもなどの扶養家族にも均等割という国保税がかけられます。そのため国保税は大変重い税となっております。さらに、協会健保などの被用者保険では使用者側が保険料を半分負担しておりますけれども、国保の場合、制度発足時には国が2分の1を負担していたものが、今日では国庫交付金など国の負担割合は実質4分の1以下となっております。そのために全国の国保会計が立ち行かなくなっております。全国知事会は政府に対して、国保制度を維持するために国が1兆円の財政支出をすることを求めましたけれども、安倍内閣は、今年度措置したのは3,400億円に過ぎませんでした。高過ぎる国保税を支払うことができない世帯が増加して、国保制度そのものが大きな危機にあります。

さて、葛城市においても、平成29年度分の国保税納入において、滞納世帯数は939世帯、現年度分は、平成30年5月末現在で525世帯となっております。国保税を払うことができなくなって3カ月の短期保険証が発行されている世帯は、平成30年度6月1日現在で72世帯、一昨年は48世帯、昨年が64世帯でしたから、毎年増加しております。また、納付相談中のため、市役所で保険証を預かっている世帯が65世帯あります。重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている所得の低い加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめて、正規の

保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は加入者に届ける手立てを早急にとるべきであります。

こうした滞納によって、平成29年度決算において添付された資料に基づきますと、収入未済額は、現年度分3,696万円、滞納繰越し分は1億6,709万円、合わせて2億406万円が収入未済額となっております。昨年度よりも約1,500万円少なくなっておりますけれども、これは職員の皆様の努力と思えますし、また、法定減免制度の改善により軽減措置が拡大されたこともあるでしょう。しかし、根本的な解決に遠い状態にあります。私は、加入者が払うことができる国保税にすること、そのためには所得の低い世帯の減免制度を拡充することが求められていると考えます。葛城市国民健康保険条例第23条には、市長が減額、免除することができる規定があります。しかしながら、この規定では不十分であります。広陵町においては、国保減免に関する規則として、生活が著しく困難となり、国民健康保険税の減免が必要と認められる者の対象を具体的に広く挙げて、減免割合も別表に明記しております。例えば、65歳以上の被保険者のみの世帯や、広陵町のひとり親家族医療助成条例の適用を受ける世帯で市町村民税の所得割非課税世帯などは、申請によって国保税を一定減免している措置をとっております。葛城市におきましても、この葛城市条例の中にある特別の事情がある者について、基準を具体化して申請減免対処世帯を広げるべきだと考えます。

また、国保税の均等割についてであります。先ほど述べましたように、所得の発生しない子どもにもかかってまいります。国保県単位化によって、これから均等割額が毎年増額されることになるので、子どもを扶養する世帯の国保税負担は大きくなってまいります。3月議会においても取り上げましたけれども、国保加入世帯において子育て世帯を支援するために、子どもにかかる均等割を減免すべきであると考えます。その際紹介しました埼玉県ふじみ野市では、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯を対象に、第3子以降の国保税均等割額を全額免除しております。また、全国知事会も政府に対してそうした要望を述べているようであります。葛城市の国保世帯における年齢階層別構成割合を奈良県国保運営方針の資料で見ますと、葛城市の国保世帯においては、平成28年度ではゼロ歳から19歳までの被保険者割合が13.3%で、奈良県下で最も多い割合となっております。つまり、扶養家族をたくさん抱えている世帯が、葛城市が奈良県で一番多いという指標が出ているわけであります。このことを考慮しましても、葛城市国保加入世帯では、ぜひ、多子世帯への減免を行うことが必要であろうかと思えます。そのことによって収納率も高めることができると考えます。

国保税滞納者については、先ほど述べました、既に大変な金額が滞納額として未収納になっております。私は、国税徴収法の第153条に従って、滞納処分の執行などを適切に行うことが大切であろうと思えます。国税徴収法第153条では、生活を著しく窮迫させる場合には、滞納処分の執行を停止することができるかとあります。また、同条には、滞納処分の猶予及び納税義務が、この状態が3年続けば消滅するという条文もあります。国税徴収法に従って適切な滞納処分を行われることを求めてまいりたいと思えます。

国保は国民皆保険の最後のとりでであります。加入者が納税することができる国保税額であって、納税が困難な生活困窮者には減免措置を講ずることによって、誰もが安心して医療

を受けることができる国保会計であることを望む立場から、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定に反対いたします。

以上であります。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、増田君。

増田議員 それでは、認第2号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算において、歳入では、被保険者の減少に伴い保険税収入が減少する一方、歳出では、保険給付に関する経費が増大するなど厳しい財政状況になっておりますが、本年度も一般会計繰入金の財源補てんによって黒字決算となっております。このような決算の中で、特定健診受診の節目年齢対象への無料クーポンの交付、また、きめ細かな受診勧奨、重症化予防の取り組みなど、継続的な保健事業の推進によりまして、特定健康診査、特定保健指導の受診率は年々向上しております。被保険者の健康への意識啓発も図られ、その結果として1人当たりの医療費が、県内において継続して低い数値を保っていることにつながっているものと考えます。また、保険税の現年課税分の収納率につきましても94.5%ということで、前年を0.2%上回っております。継続して収納率の向上に努められた結果であると考えます。

さらに、平成30年度からは、都道府県が市町村とともに国保運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うことにより国保制度の安定化を図ることとされ、国保制度は大きな変革の時期を迎えております。こうした中で、平成30年度以降の財政運営を見据え、将来への備えとして1億円を財政調整基金へ積み立てるなど、国民健康保険事業を円滑に運営するために努力された決算であると評価をするものでございます。国民健康保険は、被保険者である住民の皆さんにとって大切な、かけがえのない制度であります。県と共同して安定した制度運営に取り組むとともに、引き続き、保健事業の推進による医療費の適正化、保険税収納率の向上による歳入の確保に努められ、今後においてもより一層の経営努力を重ねることを要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

吉村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第2号は原案のとおり認定されました。

日程第4、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 では、認第3号、平成29年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、私は、反対する立場で討論いたします。

その理由は、保険あって給付なしという介護保険制度の制度上の問題点があるからであります。決算書につけられました平成29年度決算に係る主要な施策の報告書の成果に関する報告書に、介護保険の収納状況が掲載されております。年金収入額が年間18万円未満の方が対象となる普通徴収の平成29年度滞納繰越分が2,000万円となっており、そのうち収納できたのは11%の220万円であります。また、現年度分につきましても、普通徴収では収納率90.9%、約1割弱の人は未納となっております。介護保険料を支払わない場合、ペナルティーがあるために介護サービスを受けることができなくなることも起こります。また、葛城市の第1号被保険者である65歳以上の方で生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、または合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の第1段階の被保険者は1,873人もいらっしゃいます。介護保険料を支払っても介護サービス料を払うことが困難なために、この介護保険制度を利用することができない方もおられます。国保税あるいは後期高齢者医療保険料を支払って、更に医療費を支払うので精いっぱいであるという方もいらっしゃいます。さらに、低所得構成世帯を見ましても、低所得世帯でなくてもたび重なる給付抑制の制度改悪で、これまで受けていた介護サービスを受けることができなくなっている方も出てきております。例えば、食費や居住費の補足給付費の改悪や介護サービス料の2割自己負担を求められる、あるいは高額介護サービス費の負担上限の引き上げなどで、施設の退所を余儀なくされる方も出てきております。現在の介護保険制度は、介護給付費を国、県、市の公費で50%、被保険者の保険料で残り半分50%を賄うということになっております。そのため、高齢化が進み、介護サービス給付費がふえるにしたがって介護保険料も上がっていくこととなります。受給している年金額が上がらないのに、介護保険料や後期高齢者医療保険料などが上がって、年金の手取りが少なくなっていく。その将来に不安を持つ高齢者も多くおられます。こうした保険あって給付なしという状況を強いられている、とりわけ生活困窮にある高齢者が、介護サービスを安心して受けることができるようにするためには、国の負担割合を高めるしかありません。消費税の増税実施以前に、増税で得られた1兆円を投入して公費負担割合を10%にするという国民の約束を、政府はほごにいたしました。しかし、今からでも実行すべきであります。

また、葛城市におきましては、独自に介護保険料の減免制度を設けたり、介護サービス料の窓口負担軽減を実施すべきではないでしょうか。現在の介護保険制度は国民健康保険制度と同じく、所得のない世帯には大変厳しい制度、逆累進性の強い制度となっております。もちろん、現行制度のもとで介護サービスの恩恵をこうむっている方、ご家族の方は数多くいらっしゃいます。また、介護保険事業におきまして多くの職員の方々が、高齢者の介護のために働いておられます。また、市職員も熱意を持って働いている姿を目にしております。し

かしながら、保険料を支払われずに介護サービスも受けることができない方がいる。また、保険料を支払っても介護サービス料を十分負担できないためにサービスを受けることができない方もいる。こうした逆累進制の強い介護保険制度のもとでの決算となっております。

以上の理由で、誰もが安心して老後を送れる制度へと抜本的に改めることを求めまして、私の反対意見といたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本君。

梨本議員 私は、認第3号、平成29年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本年度の決算につきましては、第6期事業計画の計画時と比較すると、保険給付費においては、昨年の99.7%に続き、97.7%となっており、ほぼ計画どおりの決算になっています。その結果、介護給付費準備基金は、平成28年度分1,150万円が積み立てられたことにより、基金残高は4,584万円まで持ち直し、平成30年度には平成29年度決算に基づき、更に552万円が積み立てられる予定になっています。また、葛城市の第6期の事業計画を総括的に見えますと、介護予防対策や地域支援事業の取り組みが定着してきたことなど、介護保険事業の健全な運営に努力されたことに一定の評価をさせていただきます。

平成30年度からは第7期介護保険事業計画が始まっています。要介護認定者もふえていく中で、介護サービスを必要とする方とそういった方々を支える地域づくりのための生活支援体制整備事業などの地域包括ケアシステムを推進していただくとともに、介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第3号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

吉村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定されました。

日程第5、認第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第4号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって認第4号は原案のとおり認定されました。

日程第6、認第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

12番、藤井本君。

藤井本議員 平成29年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

私は、昨年、学校給食について葛城市は大きな変化があったというふうに思っております。これを市民の方にも知っていただくように、この議会で、また、自分なりに集会も開いて給食を考えようというふうなこともやってきました。平成29年度予算、簡単に申し上げますと、昨年、給食に異物混入というところから始まった。葛城市はその業者さんからの給食に対する納入を一旦停止して、弁当を持ってくるというようなことを踏み切られました。私は、それはそれでいいと思います。事を起こされたのですから、そういうふうには検討する。その後、ご飯は奈良県のある会社に、また、パンについても県内の業者さんに委託された。ここで私は、問題視をしているのはご飯の会社でございます。ご飯を炊飯の委託をしている会社、これを2学期から、もう何遍も申し上げてまいりましたが、大阪の八尾市の会社にかえられた。このことについて昨年9月からずっと、9月、12月、3月、6月と、今回の議会は一般質問ではふれませんでしたけれども、ずっとこのことについて意見をしてきた。

まず、私が反対をする理由として、言いかけたら次から次、続きますので、まず3点について自分なりに整理をしたつもりでございますので、その3点について申し上げたい、このように思っております。まず1点目は、学校給食というのは、奈良県にも学校給食会というのがございます。奈良県だけと違って、全国の都道府県全てに、その地域の学校給食会というのがあるわけがございます。国にいきますと連合会という形で組織的なものになっている。この辺のところも、やはり保護者の皆さん方も余り知られてない。ようやくそのことについて私に問い合わせがあるときもありますけれども、まず、そのことからふれてまいりたいというふうに思います。大阪にかえられた会社、業者さん、一生懸命探されてすばらしい会社であろうかと思えます。しかし、学校給食会の制度の認定された、指定された業者さんではないと、私はこれを大きく問題視をしたい、このように思っているし、そのことを申し上げてまいりました。

歴史を振り返ってみますと、給食、パンから始まって今、ご飯というものが主流になってまいりました。学校給食会がなぜ指定工場にするかしないかを定める、その一番の要因は何かというと、読んでみますと、これは、食中毒の問題です。弁当屋さん、おかずとかあるところには食中毒が発生しやすいというところから、給食は給食の会社として学校給食会というものが指定をしているわけです。考えてみますと、そうされると、学校というのは夏休み、

約40日間ぐらい、葛城市は少し短いですが、休みのときもございます。春休み、夏休み、冬休み、この間は休業しなければならない。こういった業種なんです。こういった業種で奈良県下においても廃業されるところはあるけど、新規参入される会社というのは非常に少ないわけです。学校給食会というものが、また、指定工場というものが、各市町村と一緒にあって学校給食を子どもたちのためにということで歩んできたのが、私は学校給食そのものやというふうに思います。学校給食会の事務局が県庁の中にあるというのも、私は、その証であろうと、このように思っておるところでございます。

1点目の反対理由として、学校給食会そのものの指定工場ではないというところがございます。それでは、もっとほかに方法はなかったのでしょうか。全てが学校給食会が正しいのかと私も検証したわけではないです。しかし、葛城市が子どもたちのためにその道を模索するのであれば、学校給食会の殻を破るぐらいの大きな議論というのもされたらよかったのであろうかというふうに思います。ちなみにですけども、奈良県下で県外にご飯の業者委託をしているのは葛城市だけでございます。もっと言うてみると、明日香村のように自分とこで米がたくさんできるから、学校給食会を通さず、自分とこの村でできたご飯で子どもたちに食べてもらおうと。これはすばらしい考え方であろうかと思えます。これとて給食会を通してませんけども、学校の給食センターで炊かれたご飯を子どもたちに提供している。こういったもので、私は、葛城市のこのやり方というのが、全国をとっても珍しいものであろうと、これは市民にも訴えておきたいというふうに思っております。

次に、2点目でございます。2点目は、今申し上げたように、八尾市の会社にかえられた。しかし、そこでメリットがあったのであろうかというところがございます。例えば、安くなったんやろうと、そこにすることによって、大量に供給されてるねんから安くなってんやろうというのであれば、私は、1つの理由にもなろうかと思えます。しかし、原材料費も上がってるし、加工費も上がっているという報告が、この議場で行われているわけでございます。かつ、これの問題の発端となった異物の混入、平成29年度だけをとってみますと、平成30年度はまだ確認できてませんけども、減っていない、同じように異物混入があると、こういうことで、何のメリットがあったのかということ、声を大きくして言いたいと思います。例えば、テレビでよくやっているように、行列のできる何々屋さんというように、本当に子どもたちが非常に待ちに待ってたというものでもなかろうかというふうに思っております。おいしさがほんまにおいしくなったというものであればいいでしょう。何のメリットがあったのかわからない。これが2点目でございます。

3点目について申し上げたいと思います。これ、大阪の業者さんに委託された。大阪の学校給食の形という歴史というものを考えてみたいと思います。大阪は、小学校は奈良県と同じように早くから学校給食を始められていた。しかし、平成20年度前半まで中学校はお弁当主義をとられてきたわけです。平成24年、平成25年、ちょうど中ごろから中学校も学校給食を始めましょうということで、大阪府は学校給食を始められた。しかし、すぐにしようといったって給食センターを建てれるわけでもないし、それでお願いするようになったのがデリバリー方式のお弁当屋さんです。今、葛城市がお願いしているところ、今までの議論の中で

申し上げてまいりましたが、地元の八尾市とか松原市にも学校給食として提供されている。しかし、ここの教育委員会を通して調べてみると、選択制になっていて、生徒の約10%ぐらいしかお願いしていない。残りの9割の方はお弁当をそのまま持って行っておられるか、コンビニで買われるか、何らかの形をとられている。約1割、30人の学級やったら3人ほどの人しか給食を頼まれていないという状況であります。かつ、もう一つ述べておきたいのは、大阪市の吉村市長というお若い市長さんがおられます。この方は、大阪市の学校を今までからデリバリー方式で弁当屋さんからとってきたけども、これで給食というものではあかん、自校方式に変えていこうという方針を打ち出されて、今それに取りかかられているところでございます。ほかのまちにおきまして、なかなか給食センターの建設というのには進まないわけですけども、少なくともご飯だけでも自分とこで炊いてあげようという、おかずは弁当屋さんをお願いしないでしょうがないけども、ご飯だけでも炊いてあげようというやられてるまちもでございます。私は、それで正しいと思う。しかし、葛城市の今やっていることは逆行しているとしか考えられないところでございます。

言いかけると何ぼでも言ってしまいますので、私は、以上3点を理由として反対させてもらいたいと思います。ただ、この間、3回、4回と一般質問をさせていただいた。この中で給食の食べ残しについてちゃんと調べるようにと言ったところで、それのお約束もしていただいたし、栄養価のことについても、また、学校給食甲子園も目指してくださいというふうなことで、それにも若干取りかかっていたらいい。この分については非常に喜んでおるところでございますけども、今申し上げたように、平成29年度決算については反対を私自身させていただきたいと思います。なお、私は、奈良県内の業者さんでということはずっと申し上げているわけでございますけども、県内の業者さんと今、裁判を起こされているというのも事実でございます。このこともよく考えながら、この裁判の結果というのは、私らも見守るしかないわけでございますけども、早く子どもたちに、学校でこういう言葉を使うのが適切なのかわからないですけども、子どもたちが大きくなっても、同じ釜の飯を食べた。奈良県の釜で奈良県の米を奈良県の水で、そんなご飯を食べて小学校6年間、幼稚園から始まるのか、10年間以上給食を食べられるわけですから、もう一度ここで検討していただくことをお願いして、反対討論といたします。

以上でございます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本君。

奥本議員 認第5号、平成29年度葛城市学校給食特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今、藤井本議員から反対の理由をお聞きいたしました。その中で私の意見も述べさせていただきます。まず、さっき3点挙げて反対のご意見を言われましたけども、個別に申し上げますと、給食に関しまして、私、6年前にPTAの役員をさせていただいたときから取り組んでまいりました。5年前に非常に大きな給食の異物混入問題が起きました。それを契機に、私、実は県の給食会に何回か足を運びました。当時の教育長とも一緒にどうしたらいい

か、同じく市の各校のPTAの代表とともに、本当に夜遅くまで何度も何度も議論を繰り返しながら、実際にご飯、パンを提供していらっしゃる業者さんも交えて、何度も本当に検討いたしました。そこで、まず、学校給食会の認定工場ではないということをおっしゃいましたけども、それについても、県の給食会とも相談させていただいたんですけども、まず、学校給食会に至った経緯というのが、昭和40年代、昭和50年代の米余りのときに、当時の農水省が給食に米飯を導入してお米を消費しようというところから始まっております。

当時、奈良県では二十数社が認定を受けたんですけども、今現状、たしか13社、減っております。その13社で県内の各学校の給食を賄っている、特に米飯、状況なんですけども、問題が起こったからといって簡単にかえれない。これ、年間契約で米、小麦を契約してるせいもあるんですけども、いろんな学校の、その地域の子どもたちの食の確保を担っていただいているということもありまして、簡単にかえれない、そういうことはお聞きしました。ところが、やはり異物混入の大きな問題が、何回か立て続けにその後も起こったんですけども、そこで県の給食会がおっしゃるには、正直申し上げて、かえることはできませんよと。何でかという、今現状の県内の業者さんは全てひもづいておりまして、生産の余力がなくて、どこかに持っていくということは県内でできないと。やるのであれば葛城市は独自でやってくださいということを当時、私、教育長と一緒に県の給食会に行ったときに言われました。具体的にそうしたらどうしたらいいですかというところから出てきたのが、先ほどおっしゃった明日香村の事例です。明日香村の場合は、村でとれたお米、明日香村のお米を子どもたちに食べさせたいということで、給食会から離脱して、村内の子どもたちに独自提供するということが選ばれてるんですけども、そうしたら、それを葛城市でできるかということを検討しました。そうすると、余分を見繕って4,000食ご飯が必要なんですけども、4,000食のお米を1年間確保するというのは、正直、これはできなかつた。そこで、すぐには結論できないのでということで、勉強しようということで、そこから1年間かけて検討されました。最終的には異物混入等、お米の確保、もろもろの状況で県内で難しいという結論に至って、最終的に大阪の方に持っていかれました。これがまず1番目です。

2番目におっしゃった大阪の業者にかえたメリットということなんですけども、異物混入という数字に関しては、ここはもう私、その問題から離れてるので数字しか聞いてないんですけども、確かに数字的には劇的に減ってないということは聞いております。ただ、内容を聞く限りでいきますと、原因不明の混入の問題も含まれてると。どこで入ったかわからないごみもカウントされてるということです。ただ、数字的な問題とあわせて私が気になるのは、異物混入の程度です。かえる以前の業者さんの場合は、ご飯を食べれなくなるほどのトラウマを持った子どもたちがいた。そういうのが今現状あるかどうか。そこまでやってないというふうに聞いてますけども、やはりその辺の問題もひっくるめた上での異物混入の数字というのを検討が必要ではないかというふうに思います。

それと、3番目の、大阪にかえるということを含めて、あるいは葛城市の給食行政が、やり方がおかしい、逆行しているかということなんですけども、この辺の判断は、正直申しまして、私わかりません。これはやっぱり長時間かけた上で、後になってどうだったかとい

う検証が必要かと思しますので、ここに関しては何とも言えません。いろいろそういうことがございまして今回の賛成討論に至るんですけども、まず、決算の方から申しますと、本年度の決算におきましては、歳出で、より一層の安心・安全の追求から、配食業者の変更に伴う備品購入費が増加しています。具体的にはお皿とか食器です。その一方、歳入では、学校給食法に定められた給食費の保護者負担について、不足する費用は一般会計繰入金の財源補てんなどにより黒字決算となっております。しかし、先ほど委員長報告がありましたように、給食費の滞納繰越分というのがございまして、これが年々増加傾向にあるのは間違いございません。これについては早急に徴収方法等の抜本的改革に取り組んで、公平性の確保に努めることを望むものであります。

1つ、地産地消という点から申しますと、その目標値というのがあるんですけども、それに対しては、まだ現在達しておりません。ただ、昨年度のところを見ますと、非常に努力されているというところは見ることができるので、この点は評価したいと思います。

学校給食というのは、食を通して生産者に思いをはせ、生き物の命をいただきながら食べ物の大切さを知るなど、生きた教材として食育を進めながら、子どもたちの健やかな成長を促すために行われているものであります。今後とも地産地消の消費率を高めていただき、より一層の安心・安全の追求と、そして、おいしい学校給食、ここを強調させていただきます。おいしい学校給食が提供されることを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第5号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

吉村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第5号は原案のとおり認定されました。

日程第7、認第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第6号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって認第6号は原案のとおり認定されました。
日程第8、認第7号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第7号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって認第7号は原案のとおり認定されました。
日程第9、認第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第8号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって認第8号は原案のとおり認定されました。
日程第10、認第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定に反対する立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入されました。それまでの老人医療制度では、高齢者が国保や健保に加入したまま、現役世代よりも低い窓口負担で医療を受けておりました。それを年齢で区切って、75歳以上の高齢者を強制的に別枠の医療保険に囲い込んで、新たな負担増と医療格差を押しつける差別的な医療制度としたのであります。制度導入以来、4回にわたる保険料の値上げが実施されております。医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率増加に応じて保険料が引き上げられる仕組みとなっております。今後、更なる医療費の値上げが予定されております。今年度におきましても、2年に1度の保険料改定年に当たるため、この保険料を既に引き上げられましたけれども、上がることのない年金支給額から特別徴収される介護保険料や後期高齢者医療保険料が天引きされるために、年金支給額が年々減少していくことに多くの高齢者の方が憤っております。また、平成20年度の制度導入の際に、低所得者の保険料を軽減するための特別軽減措置を導入いたしました。安倍内閣は、その特例軽減措置を一部打ち切って、平成29年度から国保の扶養家族だった高齢者が75歳に

なって、後期高齢者医療制度に移行する際に受けることができた軽減措置の割合を縮小して、今年度廃止することを決めました。

後期高齢者医療保険料を納めることができない滞納者数は、葛城市では、平成29年度で55人いらっしゃいます。また、滞納などのために短期保険証の発行となっている被保険者は17名いらっしゃいます。無年金、あるいは低年金で収入の極めて少ない高齢者にとっては、たとえ保険料を払っても医療費をなかなか捻出できません。介護保険制度と同様に、まさに低所得者に厳しい医療制度となっております。高齢者が安心して医療を受けることができるようにするためには、以前の老人保健制度に戻すべきであると日本共産党は考えております。国の社会保障費削減のために高齢者を差別して、耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険制度のもとでの特別会計の決算は認めがたいと考え、反対討論といたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、松林君。

松林議員 認第9号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象として、平成20年度からスタートした医療保険制度であります。平成29年度は制度開始から10年目の節目の年であります。高齢化が進み、被保険者数や医療費が増加する中、この10年の間に保険料の軽減措置、納付方法の見直しなど、さまざまな改革が行われていたことによりまして着実に制度が定着し、成果を上げられていると思います。奈良県全体でこれからますます増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域連合が運営主体となり給付されていることは、医療費の伸びをできるだけ穏やかなものとし、安定的な制度運営の継続につながっており、また、医療費適正化や健康保険増進のための保健事業を積極的に取り組まれていることなど、市町村にとって大きなスケールメリットがあると考えます。今後も本市においては奈良県や広域連合と連携を図りながら、本医療制度が被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層の努力をいただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

吉村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第9号は原案のとおり認定されました。

日程第11、認第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 私は、平成29年度葛城市水道事業会計決算の認定に賛成する立場で討論いたします。

私は、一般質問におきまして、葛城市の水道事業が県下で最も安い上水道を提供することによって、住民福利の向上に資するものであり、また、葛城市の魅力を発信するものであり、また、地域の環境保全にも役立っているという面から高く評価したものであります。この決算について、経営のあり方について少し意見を述べたいと思います。現在、奈良県県域水道一体化計画が進んでおりますけれども、私たちの足元にある、素晴らしいサービスを提供している葛城市の水道事業がどのような経営内容になっているか、これをしっかりと考える機会であろうかと思っております。葛城市水道事業は、奈良県下で最も安い水道料金で市民に上水道を提供しております。葛城市が誕生してから一度も料金を値上げすることなく、今日に至っております。

さて、平成29年度決算書を見ますと、事業収益7億4,804万円に対して、事業費用が6億1,239万円、当期純利益として1億3,565万円余りの利益を上げております。営業収益として計上されている長期前受金戻入1億2,258万円を除くと、現金としては約1,300万円の純利益ということになります。公営企業の目的は、利益を上げることではなく、住民サービスを提供することにありますから、赤字でもなく、また、大きな黒字でもない妥当な純利益であると考えます。

また、平成29年度におきましては、前年度よりも多くの県水を受水したことなどにより、給水原価が1立方メートル当たり98円20銭から112円69銭と、前年度比で14円49銭も上がりました。しかし、供給単価は1立方メートル当たり126円60銭であるため、1立方メートル当たり13円91銭の差益があり、また、営業努力もあって今回の黒字決算となっております。また、漏水管を修理するなど湧水率も改善させております。平成29年度の葛城市水道事業剰余金計算書におきましては、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、そして、未処分利益剰余金合計が35億9,393万円にも上っております。貸借対照表によりますと、固定負債及び流動負債の合計金額は5億3,248万円に対して、流動資産の現金預金が21億730万円となっており、まさに無借金経営ともいえる経営内容となっております。また、企業債の未償還残高が4億800万円ございますけれども、毎年7,000万円以上を充てて償還しており、あと6年で償還が終わることになります。償還終期は平成31年から平成44年なので、前倒しをして償還することになりますので、更に経営が余裕を持つてできるようになってまいります。

以上、見てまいりましたように、平成29年度は県水を多く受水して給水原価が上がったにもかかわらず、営業努力等もあって最終黒字となりました。葛城市水道事業は県下でも最も安い料金で市民に水道を提供しながら黒字経営であり、さらには、過去から多くの積立金を蓄え、また潤沢なキャッシュも持って無借金経営と言っても過言でない優秀な経営内容に努めておられます。長年にわたり水道事業とその経営に多大な努力を積み重ねてこられた葛城市上水道部の職員の皆様に敬意を表したいと思います。まさに私は、葛城市の水道事業は葛

城市の宝であると思っております。今後ともこうした安定した経営努力を努められることを祈念いたしまして、私の賛成討論といたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

11番、西井君。

西井議員 私は反対の立場で討論いたします。

まず、おととしの水道の事件がございました。その金額で7,800円が預かり金として預けられたと。それを今年の決算で雑収入として入金されておると。実際、算定基準がなく、そのまま調査することもなく、雑収入に入れておられるということは、実際、決算としてこのような状況を認められるのかと。決算としては1円でも正確にやられてるのが本来と思います。また、市民の皆さんは大変、私、嬉しいわけでございます。ここ2年間、水道でそのような事件が起こらなかったということ自身、市民の民意について敬意を表するわけでございますが、ただ、決算として実際、1円でもきちっとした形の中で決算で、その中で認定するのが本来と思うわけでございますが、その7,800円について算定基準が全然ないと。雑収入として入れてると、このような不透明な入金、また、水道責任者が本来ならばその辺の中で、事件が起こって2年になるわけでございますが、算定基準を調べるような指示をされたようなことも聞いておりません。最終的にわからなかったらわからない形の中で、一生懸命努力の姿が見えない。何という不手際だという気持ちで、私自身は憤慨した中で反対の立場をとらせてもらいたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村君。

川村議員 このたびの認第10号、平成29年度葛城市水道事業会計決算の認定につきましては、私は反対の立場で討論させていただきます。

今回の特別委員会も委員外議員として、私は傍聴をさせていただきました。通常業務におきましては反対すべき点はございませんでしたが、ただいま、委員長の報告にもありましたように、消火栓からの水の使用料が預かり金として処理をされたままになっておって、過去からの経緯がそうになっておりました。7,800円が今回の決算で雑収入に計上されております。たとえ小さな金額といえども、算出根拠がないという答弁を受けまして、これが多い金額なのか、それとも足りない金額かわからない。このような処理は、本来正当な事務処理とは言えません。

昨年、決算委員会もこのような問題が議論されたことを記憶しております。私も質問をさせていただきました。市民の方からこんな意見を受けまして質問をさせていただきました。自宅の漏水が原因で2分の1の個人負担が発生したということを質問させていただいたんですが、その際も水道管のメーターがその算出根拠である以上、請求は免れないという答弁を受けました。今回の事務処理は、議員である立場の人が、その金額をみずから決めるなどといって、こういうことはあり得る話ではありません。あくまでも請求側から金額を算出するのが当然のことです。議員個人が決めた金額を決定金額として計上するなど到底考え

られない事務処理であります。私は、この件に関しては認めることはできない。

（削 除）

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

吉村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」の声あり）

吉村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第10号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後1時30分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第12、議第47号及び日程第13、議第48号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、下村正樹君。

下村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第47号及び議第48号の2議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第47号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、この条例に定められた特定の事務処理に関して、個人番号、いわゆるマイナンバーが利用できるものと理解しているが、マイナンバーは重要な個人情報であるので、事務処理を行う際、情報漏えい等の危険性に対しどういった対策がされているのかという問いに対し、マイナンバー法施行の際に、国会においても個人情報の取扱いについて審議されており、市としてはその法の規定にのっとり、マイナンバーを利用する事務を限定し、適切に処理するよう個人情報保護に必要な体制をとっているという答弁がありました。

委員からは、重要な個人情報の取扱いについては、今後も慎重な取扱いをしていただきたいという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号、葛城市税条例等の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回のたばこ税率の改正に伴う影響額はという問いに対し、今回の条例改正の施行期日が平成30年10月1日なので、昨年度10月以降の申告本数が本年度も同数で推移するという過程のもとで影響額を試算すると約700万円の増収となる。しかし、過去の状況を見ると、値上がり前の買いだめや値上がり後の買い控えなどにより、試算どおり増収になるとは限らず、影響額を正確に見込むことは難しいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

吉村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第12、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第48号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第48号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第45号から日程第19、議第53号までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求

めます。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第45号、議第46号、議第49号、議第50号、議第52号及び議第53号の6議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第45号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定についてであります。

質疑では、会員数から見た市内の会員割合及び会費の変動は、また、市民からの要望はどのように反映しているかという問いに対し、市内会員数については全体の約3割程度であり、当初より市内の会員割合については横ばい状態である。会費については、消費税の影響で変動はあるものの、当初より変わっていない。また、市民からの要望については、年1回から2回開催している体力づくりセンター運営協議会において、市民からの要望については検討しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第46号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてであります。

質疑では、指定管理評価表において、評価項目である収支状況の評価がCとなっているが、理由は何かという問いに対し、評価については、事業実績、収支結果などの書類審査、実施調査職員からの聞き取り、市民の方からのご意見などを総合的に勘案し、所管課において評価しており、評価点Cは標準的であるという意味である。理由としては、福祉総合ステーションの指定管理委託料については年度協定であるため、毎年度、市と指定管理者が協議しながら委託料を決定しているが、利用料収入や総額の経費などが横ばい状況であり、指定管理委託料の削減をするという点において、まだ到達点には達していないということで、収支状況についてはCを評点としているという答弁がありました。

委員からは、市民の方の満足度が上がるよう、サービス向上に向けて指導してもらいたいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第49号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、前回の改正の主な内容は、また、本市において家庭的保育事業所は運営されているかという問いに対し、主なものとして代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大、自園調理に関する規定の適用猶予期間を5年延長する家庭的保育事業などの運営基準を緩和する改正である。現在、本市においては家庭的保育事業所はないが、今後、新規参入される場合、全国の基準と同一にすることにより選択肢の1つとなるよう、今後に対応すべく改正するものであるという答弁がありました。

賛成と反対の双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第50号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてであります。

質疑では、規約の変更に伴い、本市が支払われている奈良県葛城地区清掃事務組合分担金はどのように変わるのかという問いに対して、平成30年度予算で9,061万円を計上しているが、変更後の割合で算定すると8,670万円となり、約390万円の減額となる。また、平成31年度分担金を概算すると8,620万円であり、規約変更前の平成30年から比較すると約440万円の減額となるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

次に、議第52号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第53号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておることをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

以上でございます。

吉村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第45号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第46号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第49号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 それでは、議第49号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

この条例は、家庭的保育事業の保育基準について緩和することを内容とするものであります。現在、葛城市内には家庭的保育事業はありませんけれども、今後、政府が消費税10%増税時に実施するとされている保育料の無償化によって、保育需要の高まることが予想されております。今後、葛城市においても家庭的保育事業が、事業者によって提供される可能性がありますので、基準緩和の背景などについて少し詳しく説明した上で、反対理由について述べてまいります。

さて、少子化の進行によりまして、平成28年には出生数が100万人を割り込みました。しかしながら、共働き世帯の増加により保育需要は毎年ふえ続けております。共働き世帯と妻が無職の世帯の比率は、1980年にはおよそ1対2の割合でしたけれども、今日においてはその数が逆転して、共働き世帯の数が、妻が無職の世帯の倍近くになっております。そのため保育の需要が毎年増大しているわけでありまして。葛城市におきましても、公立、私立の保育所、保育措置人数の総計数は、平成20年4月1日の措置人数総数が536名でありましたけれども、毎年増加して、平成28年8月1日現在には807名となっており、保育措置人数は大きく増加しております。ここに、先ほど申しましたように、保育料無償化が実施されれば、潜在的な保育需要が掘り起こされて、今後とも葛城市における保育需要は増大すると考えられます。こうした保育需要に対して従来の保育所や幼稚園では対応できないため、待機児童がたくさん出たことから大きな問題になりました。

消費税増税は先送りになりましたけれども、2015年に子ども・子育て支援法による保育新制度が始まりました。その保育新制度では、保育所、幼稚園、そして認定こども園など、施設型事業のほかに地域型保育事業として小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が創設されました。地域型保育事業所においては、乳児室や保育室の面積や保育士数などの人員配置などにおいて基準が従来の施設型保育事業よりもはるかに緩い基準で設置が認められております。今回問題になっております家庭的保育は、ゼロ歳児から2歳児を預かる、定員5人以下の保育事業所であります。保育士を配置する必要はございません。研修修了者が保育に従事することが可能な基準になっているからであります。

今回の条例改正案は、ただでさえ保育所や幼稚園などの保育基準より低い基準での運営が認められている家庭的保育事業の基準を、更に緩めることを内容とする条例改正案となっております。改正内容を具体的に見てまいります。今回の改正案では、家庭的保育事業所にお

いて、保育園、幼稚園、認定こども園を連携施設として確保することが義務づけられていたものを、今回の改正案では、連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合には、幾つかの要件を満たした上で、小規模保育事業A型もしくはB型などの事業者と連携することを可能にするという改正案であります。家庭的保育事業所等において連携施設の役割を重視する理由は、この条例第7条にあるとおりであります。家庭的保育事業者による保育の提供の終了後も、満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携、協力を行う保育所や幼稚園、認定こども園を確保するための連携であります。つまり、家庭的保育事業所で預かることができるのは2歳児まででありますから、3歳児として保育を引き受けて入園を認める、そうした連携施設が必要なわけであります。この連携施設がなくて、3歳児受け入れ施設がなければ、保護者の保育所探しの負担は大変大きなものになってしまいます。したがって、家庭的保育事業者に条例においてその連携施設の確保を義務づけているわけでありまして、しかし、今回の改正案では、このことを改悪して、地域型保育である小規模保育事業所A型またはB型との連携を可能にするものであります。しかし、皆さん、この小規模保育事業所A型及びB型は、3歳になれば原則として退園しなければなりません。保育士による巡回指導においては、連携することに意味がないわけではありませぬけれども、本来の連携施設の確保という目的、つまり、3歳での退園後の保育施設確保という目的から全く外れてしまうことを認める、それが今回の改正内容であります。まさに条例としては完全に論理的に破綻してしまうわけでありまして。このほかにも、調理施設がない場合の乳児の食事の外部搬入が認められておりますけれども、この搬入業者についての基準を緩める内容もあります。

日本共産党は、保育において子どもに格差や不平等があってはならないと考えております。十分とは言えないまでも、家庭的保育事業所などと比べて質の高い保育環境を提供し、5歳児まで預かる施設型事業の保育定員をふやすことが行政の最優先課題であります。葛城市において保育所施設をふやしていくことは大変なことでありますけれども、従来の施設を利用した認定こども園への移行など、施設型を検討する時期に入っているのかもしれませんが、いずれにせよ、保育所などの施設型保育事業の定員を確保する、そのことを強く求めてまいりたいと思います。今回の条例改正については、国基準に従わなければならないものとされておりまして。しかし、地方分権一括法において従わなければならない基準であっても、地方自治体がより厳しい基準を決めることができます。ですから、今回の条例が議会にかけられているわけでありまして。多くの地方自治体で保育基準について、国が示している従わなければならない基準以上の厳しい基準を課している自治体もあります。葛城市において、市民に質の高い保育環境を提供する姿勢を示すためにも、今回の改正案は反対にすべきであると考えます。議員諸氏の賛同を求めて、私の反対討論といたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、内野君。

内野議員 議第49号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の国の改正は、省令施行後3年が経過する中、いずれも要件を満たすことが困難である実情を踏まえ、地方から要望を受け、改正が行われたものでございます。内容といたしましては、家庭的保育事業等の運営基準を緩和するものであり、待機児童を解消するためには、葛城市においても家庭的保育事業等に新規参入しやすく、運営を継続していただきやすい基準を整えることも重要であると考えます。改正内容は、国に従うべき基準とされている規定に準じて葛城市の条例を改正するものでございますので、適切な改正と考えます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

吉村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第52号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第52号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第53号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第51号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

14番、下村正樹君。

下村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第51号、平成30年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、議会費の会議録検索システムデータ登録業務委託料及び会議録検索システム使用料の内容について伺いたいという問いに対し、会議録検索システムはインターネット環境を利用するので、議員や市役所職員はもとより、市民の方も利用できるものを考えている。過去5年分の会議録の登録を予定しており、登録業務委託料は今回限りで、次年度以降は使用料のみ予算計上することになるという答弁がありました。

委員からは、会議録検索システムをたくさんの方に利用していただけるよう、運用方法について周知していただきたいという意見がありました。

また、農業災害復旧費の工事請負費1,400万円の内容について伺いたいという問いに対し、平成30年7月豪雨災害による農地被害復旧工事では、加守地区2カ所600万円、太田地区2カ所200万円を、また、本年7月の台風による農地被害復旧工事で、寺口地区2カ所1,200万円の合計2,000万円の工事費を見込んでおり、当初予算で600万円計上しているため、差額の1,400万円を今回の補正予算で計上しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

吉村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第51号、平成30年度葛城市一般会計補正予

算（第3号）の議決について、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず、質疑では、葛城地区病院群輪番制運営協議会が設立された経緯はという問いに対し、葛城地区において二次救急輪番制度の空白地域であったため、病院へ救急患者を受け入れる応需率が県平均より低い水準であったことや、地域外の病院に搬送されている例も多かったことを受け、平成29年に大和高田市立病院の院長が、現状を是正するために輪番制度を構築する働きかけをされ、大和高田市立病院、吉本整形外科病院、土庫病院、中井記念病院、済生会御所病院、香芝生喜病院の賛同を得た。この働きかけに葛城地区4市1町の行政としては、平成30年8月に葛城地区病院群輪番制運営協議会が設立され、また、設立に先駆け、平成30年4月から試行的に輪番制度は既に開始されているという答弁がありました。

また、この答弁を受け、さらに委員からは、今までは休日診療所を利用していたが、二次救急輪番制度が構築されたことに伴い、どのように変わるのかという問いに対し、24時間体制で患者等の受け入れができ、手術治療も含めた入院治療を提供できるなどの医療機関の二次救急輪番制が構築されたことに伴い、当番日の診療科目が明確となり、救急時に病院への照会時間が短縮され、安心して救急の搬送をしてもらうことが可能となる。また、今までの葛城地区の休日診療所は一次救急医療機関に該当し、入院の必要がなく、帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療であるため、今回の二次救急輪番制が稼働しても、一次救急としての休日診療に変わりはないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

以上でございます。

吉村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第51号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、発議第7号、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

11番、西井覚君。

西井議員 ただいま上程を賜りました発議第7号、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

本年6月18日午前7時58分に、大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上の負傷者が出ました。特に学校関係では158人に及ぶ児童・生徒が重軽傷を負い、1,200を超える学校で校舎などの天井、ガラスなどの破損、壁のひび割れ、断水などの物的被害を受けました。中でも学校施設のブロック塀が倒壊したことにより児童が死亡したことは大変痛ましく、このようなことは二度とあってはなりません。学校施設の耐震化は進んでおりますが、全国的には通学路などのブロック塀は盲点となっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきであります。

文科省は、6月19日に、学校施設における塀の緊急点検を要請しておりますが、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童・生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向け改善を図ることが必要であると考えます。つきましては、国が引き続き通学路のブロック塀などの緊急総点検と安全対策を行うことが重要であり、次の事項について積極的な対応を求めます。

1、今回被災した地域においては二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀などの総点検、調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止などの措置を含めた対応を徹底すること。

2、全国の通学路も緊急総点検、調査を実施し、工事が必要な場合は民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的、財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても、倒壊の可能性があるなどの場合に支援できる制度は検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金の効果促進事業の積極的な活用を図ること。

3、学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修理など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設などを検討すること。その際、400万円と定められている文科省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど、弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆さんの賛同を得ますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

吉村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、発議第8号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議を議題といたします。本案につき提案理由の説明を求めます。

14番、下村正樹君。

下村議員 ただいま上程を賜りました発議第8号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

2025年に、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を、大阪、関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義があります。また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、奈良県における産業振興や観光、文化交流等を促進するとともに、地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できるものであります。よって、葛城市議会は、大阪、関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを、国、地元大阪府市、経済界とともに積極的に推進していくことを決議いたします。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

吉村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 私は、この決議に反対の立場から討論いたします。

政府は、2025年の国際博覧会、万博を大阪に誘致するという一方で、パリの博覧会事務局に立候補届けをいたしました。11月には決定される見込みということでもありますけれども、立候補の届け出ではカジノには言及しておりませんが、松井大阪府知事は、成長の起爆剤としてIRと万博の相乗効果を語っております。松井知事が名乗りを上げた同構想を、安倍政権と財界が後押しした内容となっております。しかし、カジノを中核とする統合型リゾートIRとセットになっていることや、会場予定地が地震などに脆弱な人工島、夢洲であることなどに、国民や大阪府民からも批判と疑問の声が上がっております。

カジノについてでありますけれども、カジノ解禁推進法案は昨年12月に国会で成立いたしましたけれども、日本では既に500万人を超すギャンブル依存症で悩んでいる方がおられます。ギャンブル依存症の対策をいうなら、カジノ自体をやめるべきであります。大阪万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」となっており、健康を1つのテーマとされているようにありますけれども、その跡地にギャンブル依存症を生むようなカジノを建設するというのは、全く矛盾している話であります。予定地の夢洲埋め立て完了後に390ヘクタールの人工島になります。約100ヘクタールを万博会場、70ヘクタールをIR用地にする予定であるそうであります。専門家は、南海トラフ大地震が起きれば夢洲は液状化し、津波に飲み込まれるおそれがあり、なぜこんな危険な場所に、3,000万人来場予定者数があるわけですが、そういった人を集めるというのでしょうか。今、日本は災害多発期に入っております。東日本大震災や西日本豪雨災害、さきの台風21号の被災など、それを復旧するために多くの公共事業需要が生まれております。しかし、2020年の東京オリンピック建設ラッシュのために、こうした復興作業におくれが生じていることもよく新聞などでも報道されております。

この葛城市においても、磐城小学校区学童保育所施設整備工事の入札においても、なかなか成立しない状況もありました。今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70%と言われております。そうした時期に万博、さらには、その跡地にIRを建設するという、こうした事業が葛城市民の市民感情に一致するとは思われません。また、大阪府、市の事業であります。そういう点からしても、私は、葛城市においてこの決議を採択するのは拙速であると考えますので反対いたします。

以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第8号議案を電子表決システムで採決いたします。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

吉村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議第54号、工事請負契約の締結について（葛城市立磐城小学校区学童保育所施設整備工事）を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第54号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、今年度事業として施工いたします葛城市立磐城小学校区学童保育所施設整備工事の請負契約の締結についてでございます。本工事につきましては、学童保育所を利用する児童の増加に対応するため、旧當麻町学校給食センターの跡地に160人規模の学童保育所を建設しようとするものでございます。

工事の発注につきましては、本年9月20日に一般競争入札を実施した結果、2社が応札し、大和リース株式会社が落札しましたので、契約金額1億5,131万268円で請負契約を締結しようとするものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第54号議案につきましては、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時18分

再 開 午後3時15分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第54号議案を日程に追

加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第54号議案を議題といたします。

本議案は、休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査をいただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 先ほど本会議において上程され、厚生文教常任委員会に付託されました議第54号、工事請負契約の締結について(葛城市立磐城小学校区学童保育所施設整備工事)、本会議休憩中に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

質疑では、大和リース株式会社奈良支店が落札されましたが、当初から入札に参加されていた業者か、また、落札された業者の実績はという問いに対して、今回落札された業者については、当初より入札に参加されている業者である。実績としては、大和ハウスグループの1つであり、全国数多くの公民連携施設を整備しており、773件の実績があり、内容としては、校舎270件、幼稚園、保育園64件、学童保育施設95件の実績があり、近畿エリアでは93件の実績があるという答弁がありました。

討論がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもちまして厚生文教常任委員会の報告といたします。

吉村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第54号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

ここで発言取り消しの申し出がございましたので、お諮りいたしたいと思っております。

午前中の認第10号における川村議員の討論について、川村議員より発言部分を一部取り消したいという申し出が議長に対してございました。このことについて許可することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認め、発言の取り消しを許可することといたします。

次に、日程第24、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には5日の開会以来、慎重にご審議いただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

これを持ちまして本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、各常任委員会、また、決算特別委員会の審議において議員各位から出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成31年度の予算編成、また、引き続き平成30年度葛城市政の執行に当たられますよう要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に際しまして、皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

会期中に官製談合防止法違反の疑いで、現職職員の逮捕者が出たことにつきまして、市民の皆様へ深くおわびを申し上げます。市民の皆様が、誰もが誇れる葛城市を目指して、更に改革、改善を進める所存でございます。また、葛城市行政が皆様の信頼を取り戻せるよう、綱紀粛正を徹底して行う所存でございます。

去る9月5日に開会されました平成30年第3回葛城市議会定例会が、本日を持ちまして全日程を終了し、閉会を迎える運びとなりました。会期直前の9月4日から5日にかけて接近した台風21号により、市内においても甚大な被害が出た中、議会日程の変更をしていただくなどご配慮を賜りましたことや、また、本議会において提案させていただきました議案につきまして、議員の皆様方には慎重なご審議を賜りましたことに対し、また、全議案の可決認定をいただきましたことを心から御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方より頂戴いたしました大変貴重なご意見を参考に、今後の市政運営に当たってまいります。甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりまして、私の御礼の挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

吉村議長 以上で平成30年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午後3時23分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 吉 村 優 子

議 会 副 議 長 川 村 優 子

署 名 議 員 杉 本 訓 規

署 名 議 員 西 川 弥三郎